**新入学生対象「奨学のための給付金（前倒し給付）」提出書類について**

|  |
| --- |
| 学校へ提出する書類 |

１．（様式１）高等学校等奨学給付金受給申請書

２．在学証明書（４月現在、在学していることを証明するもの）

３．「奨学のための給付金」口座振替届出書

４．「奨学のための給付金」振込先口座提出用貼付台紙（金融機関・口座番号・口座名義がわか

る通帳の写しを添付）

５．世帯状況に応じた必要書類（下表のとおり）

|  |  |
| --- | --- |
| **世帯状況** | **提出書類** |
| 1. **生活保護受給世帯**
 | **・（様式２）生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書** |
| 1. **非課税世帯（③の場合を除く。）**
 | **・保護者等の令和４年度（非）課税証明書****・4月1日時点の生徒本人の健康保険証等の写し** |
| **③ 非課税世帯のうち、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯** | **・保護者等の令和４年度（非）課税証明書****・4月1日時点の生徒本人及び該当する兄弟姉妹の健康保険証等の写し****※ただし、生徒本人（未成年）が就業し、自身で健康保険に加入している場合は、第1子の給付額となります。** |

※③に該当する場合で、国民健康保険証の場合、健康保険証に加えて、（様式７）扶養誓約書も

提出の必要があります。

※健康保険証等は、貼付台紙に貼りつけて提出してください。

（被保険者等記号・番号等は黒塗りをして提出してください。黒塗りがされていない場合は、

県立学校課で黒塗りをして保管いたします。）

※申請者（保護者等）と保険証に記載されている被保険者（国民健康保険の場合は世帯主）が異

なる場合は、貼付台紙の余白に、続柄を記載してください。

（例：祖父、義父、兄等　生徒との続柄）

　　※①に該当し、「（様式２）生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」を提出する場合、「（様式

８）個人番号カード（写）貼付台紙兼同意書」の提出は不要です。

|  |
| --- |
| その他 |

　今回前倒し給付を申請される方で、通常給付にも該当される場合は、通常給付で再度申

請が必要となります（残りの月数（7月～3月の９か月）分給付）。通常給付に該当されな

い見込みの方は、今回必ず申請してください。

なお、通常給付においても給付対象となる方でお急ぎでない場合は、通常給付1回のみ

申請することも可能です。

給付金の支給決定は、学校を通じて12月中旬頃を予定しています。